備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附録第七号番号１から２１８まで中「埼玉県浦和市」を「さいたま市浦和区」に、「京都市上京区」を「京都市北区」に、「大阪市北区老松町」を「大阪市北区西天満」に、「千代田区永田町四丁目」を「千代田区永田町二丁目」に、「西暦千九百六拾六年壱月壱日生」を「西暦千九百九拾六年壱月壱日生」に、「西暦千九百七拾壱年壱月壱日生」を「西暦弐千壱年壱月壱日生」に改める。

付録第二十五号番号１から２１８まで中「埼玉県浦和市」を「さいたま市浦和区」に、「京都市上京区」を「京都市北区」に、「大阪市北区老松町」を「大阪市北区西天満」に、「千代田区永田町二丁目」を「千代田区永田町四丁目」に、「西暦１９９６年１月１日」を「西暦１９９６年１月１日」に、「西暦１９７１年１月１日」を「西暦２００１年１月１日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。

（届書の用紙に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の様式による届書の用紙は、この省令の施行後においても当分の間使用することができる。

（６の６）　全部事項証明

身分事項 出　生	 【出生日】令和４年６月１日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】令和４年６月３日 【届出人】母 【送付を受けた日】令和４年６月１０日 【受理者】東京都千代田区長
認　知	【認知日】令和５年１月７日 【認知者氏名】甲野義太郎 【送付を受けた日】令和５年１月１０日 【受理者】東京都千代田区長
入　籍	【届出日】令和５年１月１５日 【入籍事由】父の氏を称する入籍 【届出人】親権者母 【従前戸籍】千葉市中央区千葉港５番地　西山竹子
親　権	【親権者を定めた日】令和５年１月２０日 【親権者】父 【届出人】父母
戸籍に記録されている者	 【名】啓二郎 【生年月日】平成３０年４月３日 【父】甲野義太郎 【母】甲野梅子 【続柄】三男
身分事項 出　生	 【出生日】平成３０年４月３日 【出生地】名古屋市中区 【届出日】平成３０年４月７日 【届出人】母
民法８１７条の２	【民法８１７条の２による裁判確定日】令和５年２月１２日 【届出日】令和５年２月１５日 【届出人】父母 【従前戸籍】名古屋市中区三の丸四丁目３番　甲野啓二郎
	以下余白

発行番号０００００１

これは，戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和何年何月何日

何市町村長氏名　　職　印

（６の６）　全部事項証明

身分事項 出　生	 【出生日】令和４年６月１日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】令和４年６月３日 【届出人】母 【送付を受けた日】令和４年６月１０日 【受理者】東京都千代田区長
認　知	【認知日】令和５年１月７日 【認知者氏名】甲野義太郎 【送付を受けた日】令和５年１月１０日 【受理者】東京都千代田区長
入　籍	【届出日】令和５年１月１５日 【入籍事由】父の氏を称する入籍 【届出人】親権者母 【従前戸籍】千葉市中央区千葉港５番地　西山竹子
親　権	【親権者を定めた日】令和５年１月２０日 【親権者】父 【届出人】父母
戸籍に記録されている者	 【名】啓二郎 【生年月日】平成３０年４月３日 【父】甲野義太郎 【母】甲野梅子 【続柄】三男
身分事項 出　生	 【出生日】平成３０年４月３日 【出生地】名古屋市中区 【届出日】平成３０年４月７日 【届出人】母
民法８１７条の２	【民法８１７条の２による裁判確定日】令和５年２月１２日 【届出日】令和５年２月１５日 【届出人】父母 【従前戸籍】名古屋市中区三の丸四丁目３番　甲野啓二郎
	以下余白

発行番号０００００１

これは，戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和何年何月何日

何市町村長氏名　　職　印